

平成21年6月22日

職員・学生・大学院生 各位

理事長 小口 勝司
学長 細山田 明義

新型インフルエンザに関する対応について (原則渡航禁止等の解除の件)

標記の件について、今まで通知した原則渡航禁止等の対応を解除します。ただし、感染地域に渡航する場合には、渡航先の感染状況及び最新情報を入手し、十分注意してください。なお、新型インフルエンザ感染予防として引き続き下記の事項にご注意ください。

記

新型インフルエンザに関する対応で解除する内容

- ・感染国への原則渡航禁止を解除します。
- ・海外渡航届出書(新型インフルエンザに伴う)の提出を解除します。
- ・帰国後の健康状態等の報告書の提出及び自宅待機を解除します。
- ・学生の病院実習時のマスク着用を解除します。【実習現場の運用に従う】

◆インフルエンザにかからないために

- ・外出したらうがい、手洗いを行ってください。
- ・健康管理を心がける。バランスの良い食事と十分な睡眠を心がけてください。
- ・咳エチケットを守ってください。
(周囲の人から1m以上離れてください。咳やくしゃみのしぶき(飛沫)は約2m飛びます)

◆家族内に感染の疑いが出た場合

- ・登校・出講・出勤をせずに、自宅で待機してください。
期限は、感染の有無が判明するまで。陽性の場合にはさらに1週間とします。

◆新型インフルエンザが疑われる症状が出た場合

- ・むやみに外出せず自宅で待機してください。
- ・各自治体が指定する保健所の相談センターに連絡し、指示に従ってください。
最寄の保健所 (09:00~17:00)
品川区保健所 03-5742-9153、大田区保健所 03-5744-1263
時間外東京都保健医療情報センター「ひまわり」 03-5272-0303

◆新型インフルエンザと診断された場合

- ・必ず下記へ連絡してください。
月～金 08:30~17:00 保健管理センター 03-3784-8071
土日祝(平日17時以降) 大学警備室 03-3784-8066